

船長さんは遵守事項を守りましょう!

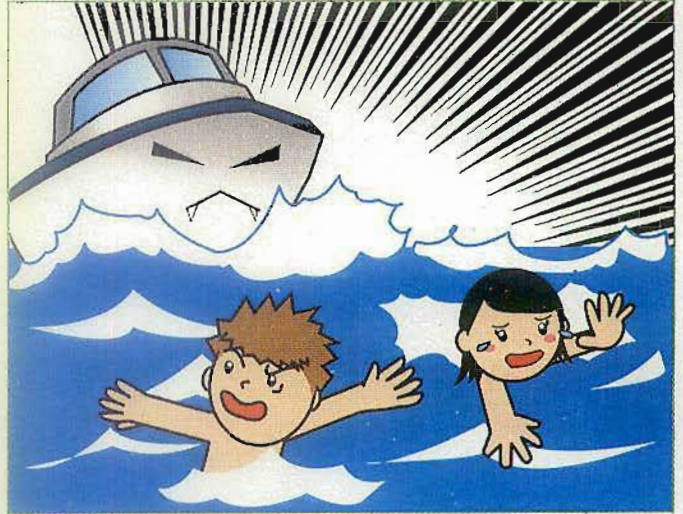
モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)には法令で遵守事項を定めています。これらの遵守事項を守りつつシーマンシップを発揮して安全な航海を楽しんで下さい。

酒酔い等操縦の禁止



酒酔い状態等での操縦は禁止です。

危険操縦の禁止



遊泳者等付近での疾走等は禁止です。

免許者の自己操縦



港内や航路内(水上オートバイは全ての水域)では、免許者が直接操縦しなければなりません。

ライフジャケット等の着用



子供や水上オートバイの乗船者等は、救命胴衣(ライフジャケット)等を着用しなければなりません。

その他の遵守事項

- 発航前点検の実施
- 適切な見張りの実施
- 事故時の対応

遵守事項違反点数

違反の内容	点数
酒酔い等操縦、自己操縦、危険操縦	3点
救命胴衣等の着用	2点

行政処分基準

過去3年以内の処分	過去1年の累積点数
なし	5点
あり	3点

* 違反により、他人を死傷させた場合は3点加算